

# 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護の制度を正しく理解していただくために、法のあらまし、きまり等をまとめたものです。よく読んで、今後の生活の向上と自立のために役立ててください。

## 1 生活保護とは

生活に困っているすべての人々に対して最低限度の生活を保障し、自分の力、又は他の方法で生活できるようになるまで手助けする制度です。

## 2 保護の種類

保護には次の8つの扶助があり、国の定めた基準により、世帯の生活の必要に応じて、保護を受けることができます。

- ① 生活扶助 食べるもの、着るもの、光熱水費など、暮らしの費用
- ② 教育扶助 義務教育に必要な学級費、教材費、給食費など
- ③ 住宅扶助 家賃、地代、家屋修理費など
- ④ 医療扶助 病気の治療費用、通院費用など
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 お産のための費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校や就職のための費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬式のための費用

## 3 保護を受ける方をお願いしたいこと

- ① 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- ② 世帯の財産などで活用できるものは、くらしのために活用してください。
- ③ 親・子・兄弟姉妹などの援助を受けられるように努力してください。
- ④ 年金、手当など他の法律で受けられるものがあればすべて受けてください。
- ⑤ そのほか暮らしに役立つものがあれば活用してください。

## 4 生活上の義務と心がけ

- ① 能力に応じて仕事に励んでください。
- ② 毎日の生活費について、計画的な支出をするように心がけてください。
- ③ 地区担当員の指導・指示に従ってください。

## 5 届出の義務

次のようなときには必ず福祉事務所か支所に届けてください。

- ① 住所、家賃が変わったとき

- ② 収入（賃金、年金、保険金、援助収入など）が新たにあったり、増えたり、減ったりしたとき
- ③ 家族に動き（異動）があったとき
- ④ 介護サービスを受けたとき
- ⑤ 病院に入院した、退院したとき、又は転院したとき
- ⑥ 資産（田、畑、山林など）を売ったとき

## 6 生活保護受給中の制限

- ①借金（ローン等）は返済できません。新たに借金をすることもできません。
- ②自動車は資産と見なされるため、原則として保有・借用できません。
- ③生命保険の加入については制限があります。

## 7 病気になったら

病院に行く前に、福祉事務所（福祉課）又は支所の地域振興課で「診療依頼書」をもらってください。

この「診療依頼書」を生活保護法の指定医療機関に提出して診療を受けてください。

休日・夜間・急病などで「診療依頼書」を持たずに病院に行ったときは、後で福祉事務所又は支所の地域振興課に連絡してください。

## 8 保護を受けている時の権利

- ① 保護費は税金の対象になりません。
- ② 保護費を差し押さえられることはありません。
- ③ NHKの受信料は、申請すると免除されます。
- ④ 固定資産税は、減免されることもあります。
- ⑤ 所得証明書等の交付申請を行う場合に手数料が減免されることもあります。
- ⑥ 国民年金の掛け金は、保護を受けている間は免除されますので、市役所（支所）に相談してください。
- ⑦ 国民健康保険証は、保護を受けると使用できませんので、市役所（支所）に返還してください。
- ⑧ 会社の健康保険証はそのまま継続して使えます。

## 9 注意していただきたいこと

あなたが、届け出をしなかったり、不正の届け出をしたりした場合は、生活保護の廃止、停止又は保護費の返還を求められることもあり、法の定める処罰を受けることもあります。

## 10 不服のあるとき

福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日からかぞえて60日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求することができます。

また、原則として、この審査請求に対する採決を経た場合に限り、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日からかぞえて6か月以内に、市長を被告としてこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。

**その他、どんなことでも、福祉事務所、支所、  
または民生委員に遠慮なく相談してください。**

日置市福祉事務所

日置市伊集院町郡1丁目100番地

電話 099-248-9419 (直通)